

基本的な人権を守るために

人権擁護委員の活動

人権は憲法ですべての国民に保障されています

人権とは、人間が人間らしく生きていくために、すべての人が生まれながらにして持っている権利です。

しかし、人間がはじめからこのような権利を持っていたわけではなく、これまで多くの人たちが多年にわたる努力の積み重ねによって獲得した貴重な財産なのです。

このため、国民一人ひとりがこの重要さを理解し、しっかりと身につけ、権利の上に眠ることなく絶えず守り育てていかなければなりません。国民一人ひとりが人権意識を身につけるためには、国民のすべてが、一層根強い努力を続けなければなりません。

人権擁護の制度の必要性

人間が「命」という平等なものを授かり、生きていく上で、人権は大切に守られていかなければなりません。

しかし、現実には日常生活のなかで、部落差別や女性・障がい者に対する差別など、人権をめぐる様々な問題が起

きています。また今回の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故で、避難生活をする福島県からの住民が、避難先などで心ない差別やいじめにあっていると報道されています。私たちの周りには根拠のない差別や偏見を無くし、地域住民が安心して生活できるよう、人権尊重の視点に立った社会づくりが求められています。

人権擁護委員は、みんなのまちの相談役

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、外国にも例を見ない制度です。

委員の選任にあたっては、広く社会の実情に通じ、日ごろから地域に根差した活動を行っている人や、人権擁護について深い理解がある民間の人の市長が各地域から選出、法務大臣が委嘱しています。

現在、約1万4千人の人権擁護委員が全国の市町村に配置され、小郡市では小学校区ごとに7名の方（7月から8名）が委嘱を受け、積極的な活動を行っています。

6月1日は人権擁護委員の日

昭和57年度から、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民のみなさんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝え、人権尊重の大切さを呼びかけています。

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、法務局の人権相談所や小郡市人権教育啓発センターの特設人権相談所において、皆さんからの人権相談に応じしています。

また、地元小学校に出向いて、ひまわりの種を配布する人権の花運動を行っています。これは、子どもたちが協力しあって育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重の思想をはぐくみ、情操を豊かにすることを目的にしています。さらに、中学生が人権問題についての作文を書くことを通じ、豊かな人権感覚を身につけることを目的とした全国中学生人権作文コンテストなどの人権啓発活動も行っています。

※毎月第3金曜日に小郡市人権教育



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

法務局の常設人権相談電話番号が 全国共通番号になりました

ナビダイヤル ゼロゼロみんなのひやくとおばん

全国共通ダイヤル 0570-003-110

法務局職員と人権擁護委員が、無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。従来の相談電話番号も引き続きご利用できます。

☎ 39-2121 (福岡法務局久留米支局)

(祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)



人KENあゆみちゃん

啓発センターで、特設人権相談を開設していますので、お気軽にご相談ください（ただし、6月の特設人権相談は、6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせて行われています）。
◎問い合わせ先 人権・同和対策課
☎ 72・2111 内線432